

規 則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則をハリに公布する。

令和八年一月二十一日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第一号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（令和三年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「(100万円)を「(200万円)」に、

賃借料

100万円
以上

| | | |
|---|---------------|-------------|
| △ (テレビ受信料、会 場使用(借上)料、 寝具借上料、自動車 使用料、不動産の借 入れに係る長期離 続契約によるもの 及び100万円未満の もの◎) | 1,000万円以 上 | 200万円 以上 |
|---|---------------|-------------|

△
(テレビ受信料、会
場使用(借上)料、
寝具借上料、自動車
使用料、不動産の借
入れに係る長期離
続契約によるもの
及び200万円未満の
もの◎)

200万円
未満
○
2,000万円以
上

「500万円」を「1,000万円」に、

| | | |
|---|---------------|---------------------|
| △ (テレビ受信料、会 場使用(借上)料、 寝具借上料、自動車 使用料、不動産の借 入れに係る長期離 続契約によるもの 及び200万円未満の もの◎) | 2,000万円以 上 | 「500万円」を「1,000万円」に、 |
|---|---------------|---------------------|

| | | |
|---|---------------|---------------------|
| △ (テレビ受信料、会 場使用(借上)料、 寝具借上料、自動車 使用料、不動産の借 入れに係る長期離 続契約によるもの 及び200万円未満の もの◎) | 2,000万円以 上 | 「500万円」を「1,000万円」に、 |
|---|---------------|---------------------|

「で 100 万円」を「で 200 万円」に改める。

附 則

- 1 ノの規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の規定は、令和八年度の予算の執行に係るものから適用し、令和七年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。